

令和7年7月24日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和7年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第 5 号）第 5 条第 1 項第 5 号）

議案第 2 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 7 月 24 日提出	(課長)佐々木真貴 (担当) 大堀正人

件名	安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について
決定を要する事項の内容	規則制定の承認
要旨	安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例（令和 7 年安曇野市条例第 23 号）は、別表の改正規定に係る施行期日を教育委員会規則に委任している。今般、園舎工事の状況をふまえ施行日を決定したため、当該規則を制定するもの。
説明	施行日は、令和 7 年 8 月 18 日とする。 (以 上)

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例（令和7年安曇野市条例第23号）の
施行期日は、令和7年8月18日とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第51号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

別表中「1068番地1」を「779番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和7年6月27日原案可決

安曇野市議会議長 松 枝



本書は原本と相違ないことを証明する

令和7年6月27日

安曇野市議会議長 松 枝



議案第 3 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 7 月 24 日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当) 大堀 正人

件名	安曇野市立認定こども園条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則改正の承認
要旨	三郷東部認定こども園の新園舎完成に伴い、規則に規定する定員を変更するもの。
説明	1 改正内容 (1) 規則第2条に規定する定員を変更するもの。 旧：170 人 新：189 人 <内訳> 5 歳 25 人× 2 部屋 = 50 人 4 歳 25 人× 2 部屋 = 50 人 3 歳 15 人× 3 部屋 = 45 人 2 歳 20 人× 1 部屋 = 20 人 1 歳 12 人× 1 部屋 = 12 人 0 歳 12 人× 1 部屋 = 12 人 合計 189 人 (2) 項ずれに伴う引用条文の修正 第12条 旧) 第56条第7項 → 新) 第56条第6項 (3)その他字句の訂正 2 施行日 令和7年8月18日

(以 上)

○安曇野市立認定こども園条例施行規則（令和4年安曇野市教育委員会規則第5号）

改正後		改正前	
(定員)		(定員)	
第2条 認定こども園の定員は、次のとおりとする。		第2条 認定こども園の定員は、次のとおりとする。	
名称	定員	名称	定員
(略)		(略)	
安曇野市立三郷東部認定こども園	189人	安曇野市立三郷東部認定こども園	170人
(略)		(略)	
(健康診断)		(健康診断)	
第4条 園長は、 <u>利用児童</u> について年間2回以上の健康診断を行い適切な措置をとらなければならぬ。		第4条 園長は、 <u>児童</u> について年間2回以上の健康診断を行い適切な措置をとらなければならぬ。	
(長時間保育の申込み等)		(長時間保育の申込み等)	
第7条 条例第10条第1項及び <u>第2項</u> に規定する申込みは、長時間保育申請書・長時間保育（変更・解除）届（様式第6号）によるものとする。		第7条 条例第10条第1項及び <u>同条第2項</u> に規定する申込みは、長時間保育申請書・長時間保育（変更・解除）届（様式第6号）によるものとする。	
2 (略)		2 (略)	
(保育料等の減免)		(保育料等の減免)	
第11条 条例第18条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げる場合をいい、保育料、長時間保育料又は給食費（以下「保育料等」という。）の <u>減免は</u> 、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。		第11条 条例第18条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げる場合をいい、保育料、長時間保育料又は給食費（以下「保育料等」という。）の <u>減免は</u> 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	
(1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料等の納付が困難であると認めるとき 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料等のうち、申請日の属する月の翌月以後の <u>保育料等</u> は、申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割合算額（教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合算額をいう。以下同じ。）に応じた階層区分の保育料等の月額に相当する額に減額するものとする。		(1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料等の納付が困難であると認めるとき 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料等のうち、申請日の属する月の翌月以後の <u>保育料等</u> について申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割合算額（教育・保育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合算額をいう。以下同じ。）に応じた階層区分の保育料等の月額に相当する額に減額するもの	

改正後	改正前
(2)・(3) (略) 2 (略) 3 市長は、<u>前項</u>に規定する申請書により減免の可否を決定したときは、保育料等減免決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。 （地方税法の準用規定に基づく文書等） 第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第6項</u>において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方税の滞納処分に関する文書については、安曇野市税に関する規則（平成17年安曇野市規則第42号）第12条の例による。	とする。 (2)・(3) (略) 2 (略) 3 市長は、<u>前項</u>の規定する申請書により減免の可否を決定したときは、保育料等減免決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。 （地方税法の準用規定に基づく文書等） 第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第7項</u>において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方税の滞納処分に関する文書については、安曇野市税に関する規則（平成17年安曇野市規則第42号）第12条の例による。

改正後		改正前																																	
様式第5号 (第6条関係)		様式第5号 (第6条関係)																																	
(宛先) 安曇野市教育委員会		(宛先) 安曇野市教育委員会																																	
年 月 日		年 月 日																																	
保護者名 印		保護者名 印																																	
保育施設等利用解除 (退園) 届		保育施設等利用解除 (退園) 届																																	
下記により園を退園したいので、届出をします。		下記により園を退園したいので、届出をします。																																	
記		記																																	
<table><tr><td>施設名</td><td colspan="2"></td><td>歳児</td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">安曇野市</td></tr><tr><td>解除年月日</td><td>年 月 日</td><td colspan="2"></td></tr></table>		施設名			歳児	児童名	生年月日	年 月 日		住所	安曇野市			解除年月日	年 月 日			<table><tr><td>施設名</td><td colspan="2"></td><td>歳児</td></tr><tr><td>児童名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3">安曇野市</td></tr><tr><td>解除年月日</td><td>年 月 日</td><td colspan="2"></td></tr></table>		施設名			歳児	児童名	生年月日	年 月 日		住所	安曇野市			解除年月日	年 月 日		
施設名			歳児																																
児童名	生年月日	年 月 日																																	
住所	安曇野市																																		
解除年月日	年 月 日																																		
施設名			歳児																																
児童名	生年月日	年 月 日																																	
住所	安曇野市																																		
解除年月日	年 月 日																																		
退園事由		退園事由																																	
1 保育を必要とする理由の消滅のため		1 保育を必要とする理由の消滅のため																																	
2 転居・転出のため (住所:)		2 転居・転出のため (住所:)																																	
3 死亡のため		3 死亡のため																																	
4 申出のため		4 申出のため																																	
5 家庭において保育できるようになったため		5 家庭において保育できるようになったため																																	
6 その他 ()		6 その他 ()																																	
保育料納入状況		保育料納入状況																																	
1 未納無		1 未納無																																	
2 未納有 (~ 月分 円)		2 未納有 (~ 月分 円)																																	
備考		備考																																	
※ 退園する前月の25日までに園へ提出してください		※ 退所する前月の25日までに園へ提出してください																																	
園長確認印		園長確認印																																	

議案第4号	教育部 各課
令和7年7月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>文化課</td><td></td><td>3 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>4 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課			生涯学習課	1 件	1 件	文化課		3 件	子ども家庭支援課		4 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課																	
	生涯学習課	1 件	1 件															
	文化課		3 件															
	子ども家庭支援課		4 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。																		

申請書等は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号）。

生涯学習課

■安曇野市制施行20周年記念 安曇野フットボールフェスティバル

主催：山雅後援会安曇野支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野市制施行20周年記念 山雅後援会安曇野支部 支部長 小林邦雄	当イベントを通じて、年齢や身体能力を問わず誰もが楽しめるフットボールの体験・観戦機会を提供し、フットボールを通じた多様性の理解、地域市民・子どもたちの心身の健全な育成、生涯教育の推進に資するため。	6月20日	令和7年10月5日(日)	安曇野市三郷文化公園 体育館	市制施行20周年を記念したイベントで楽しい催しを行い、松本山雅及びフットボールへの関心と応援の機運を高める。	松本山雅FCパブリックビューイング及び、フットボールに関わるイベント。 ・チャリティティーパザー ・体験会 ・屋台村 ・安曇野市、支部PR	-	-	-	基準第3条第2項により可

■第19回安曇野明科親睦ゴルフ大会

主催：安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会 支部長 丸山憲治	地域市民の健康保持・体力向上及び、市民相互の親睦交流及び連帯意識の高揚、更に社会体育の振興を図るため。	6月27日	令和7年9月5日(金)	穂高カントリークラブ	本大会は、市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦・交流及び連帯意識の高揚並びに社会体育の振興を図る。 なお、本大会は旧明科町の平成7年から続く、多くの市民の方が参加する伝統の大会であります。	親睦ゴルフ大会：18Hプレー ・成績は前半9H「新ペリア」 ・募集人数：140名 ・参加資格：市内在住者・市出身・市内企業事業所に勤務する者 ・入場料：13,100円/1人(プレー料金 税含む) ・参加料：2,000円/1人	○	○	-	基準第3条第2項により可

文化課

■第5回 英水会展

主催：英水会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
英水会 会長 村山のり子	本催しが市民の皆様 の美術文化への理解 向上に貢献するため 後援をお願いしま す。	6月2日	令和7年10月31日 (金)～11月3日(月)	礪山公園研成ホール	作品の展示を通して、水彩画が誰でも楽 しめ、より奥深い芸術であることの理解 浸透と市民の皆様様の美術への関心と発 展に貢献する。	英水会講師と会員による絵画 50点程度の展示	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

■上原良司と「いま」を生きる わだつみのこえ戦後80年の集い

主催：わだつみのこえ80年の会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
わだつみのこえ 80年の会 代表 塩野英雄	安曇野市で育った上 原良司を広く知って もらい、戦争と平和 について次世代に伝 えていく機会とする ため。	7月2日	令和7年8月23日(土)	深志教育会館	高校生が上原良司を通して戦争と平和に ついて考え、学び、考察したことを次世代 に伝えていく機会とするため。	講演会、高校生による探求発表、 シンポジウム、資料展示など	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

■第40回中信地区高等学校演劇合同発表会～ゆめ舞台2025～

主催：中信地区高等学校演劇連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
中信地区高等学 校演劇連盟 会長 堀内雅司	発表会を初めて安曇 野市で開催するにあ たり、市内に広く広報 するため。また、この 催しが文化・芸術活 動の内容向上に資す るため、後援してい たい。	6月27日	令和7年10月4日(土) ～10月5日(日)	豊科公民館ホール	発表会を開催し、相互の交流と研修の機 会にするとともに高等学校における芸 術・文化活動の内容向上に資するものと する。	演劇合同発表会	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

子ども家庭支援課

■夏休みわくわくワークショップ 親子で地球を知ろう！南極クラス

主催：信濃毎日新聞社

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
信濃毎日新聞社 代表 小坂壮太郎	自然の偉大さを学び 環境問題について考 え、人と人との支えあ いミッションを仕上げ ていくことやチーム ワークの大切さなど を伝える機会とし、青 少年への教育支援の 側面からも役立つ内 容であるため	6月18日	令和7年8月1日(金)～ 2日(土)	信毎メディアガーデン3F	夏休み期間中市内の子どもたちに「南極」 をテーマに講演を主とした複数の体験を 含む教育支援プログラムを実施します。 青少年の健全育成を目的にし、自然や科 学について学びを深められる機会を提供 します。ミサワホームが所有するプログラ ムですが営利行為はありません	南極に関する座学講演と体験会 各10:00/13:30の2回計4回 講師堀川秀昭氏	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

■2025－2026シーズン信州プレイボウアリース プレシーズン安曇野ゲーム

主催：株式会社NAGANO SPIRIT

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
株式会社 NAGANO SPIRIT 代表木戸 康行	Bリーグによる安曇 野市内の小学生向け に競技力向上、目標 となるプロ選手との ふれあいをとおして 子どもの健全育成に 寄与するため	6月20日	令和7年9月12日(金) ～13日(土)	ANCアリーナ	プレシーズンゲームを長野県内にて毎年 実施しており、今年は安曇野市にて小学 生向けのバスケット教室、エキシビジョン ゲーム、プレシーズンゲームを実施して競 技力向上及び子どもの健全育成に寄与 することを目的とする	9/12は公募による安曇野市内 小学生(ミニバス)向けのバス ケットボール教室、9/13は市内 ミニバス所属児童を招待するエ キシビジョンゲームの開催、トップ リーグの選手によるプレシーズン ゲーム	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

■Petit marche

主催：peko実行委員会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
peko実行委員 会 代表 赤津 聡美	安曇野市の子どもに 広く届けることでこ どもを育む環境と子育 てするママの安心、 安全に繋げるため	7月1日	令和7年9月20日 (土)・21日(日)	あづみの住宅公園	子育て世代のリフレッシュを目的とした地 域と作家が繋がる場所作りをすること で、子どもを育む環境の充実を図るため	開催場所の企業と地元作家のコ ラボワークセッションやクラフト、 フードの販売	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

■赤ちゃんとママを守る防災フェスタ

主催：一般社団法人笑顔の花

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
一般社団法人笑顔の花 代表者 茅房 栄美	障がいの有無に関わらず助け合えるインクルーシブ教育とこども の健全育成につながる安曇野市・地域全体の防災意識の周知に繋げたい	6月30日	令和7年11月3日(月祝)	安曇野豊科 防災広場	あかちゃんや障がい児者を真ん中にした、母親目線の防災フェス。防災意識を深め地域の繋がりを目的とします	非常備着食づくり、防災ダンスライブ、応急処置講座、災害重機展示、防災頭巾制作、医療的ケア児を守るEV車	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第 1 号	教育部 生涯学習課
令和 7 年 7 月 24 日提出	(課長)財津達弥 (担当)大蔵邦之

件名	安曇野市地域市民運動会交付金交付要綱の一部改正について
要旨	地域市民運動会の目的等を明記するとともに、開催実態に合わせた内容とし、概算払いの規定等を記載するため、安曇野市地域市民運動会交付金交付要綱（平成 29 年安曇野市告示第 108 号）の一部改正する。
説明	1 改正内容 (1) 趣旨に、地域市民運動会の目的及び「予算の範囲内」の交付であることを明記するもの。 (2) 交付金の使途を、食糧費の支出要件を実態と合わせた内容とするもの。 (3) 概算払いの規定を記載するもの。 (4) その他、字句を整理するもの。 2 施行日 令和 7 年 7 月 1 日施行 (以 上)

○安曇野市地域市民運動会交付金交付要綱（平成29年安曇野市告示第108号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>市民の体力向上及び相互の融和を目的とし、世代を超えて楽しめる市民運動会を開催するため、準備及び運営を行う実行委員会に対し、予算の範囲内で交付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 市民運動会 地域で実施する運動会をいう。 (3)・(4) (略) (交付金の使途) 第4条 (略) 2 前項に規定する経費とは、消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料、労務謝礼その他市長が適当と認める経費とする。ただし、食糧費については、<u>市民運動会当日の運営に当たたる実行委員会の委員の弁当及びお茶代とする。</u> (交付申請等) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、交付金の交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、<u>交付決定額の範囲内において概算支出をすることができる。</u> 4 代表者は、前項に規定する概算支出を必要とするときは、<u>地域市民運動会交付金(概算払)請求書</u>（様式第3号）を市長に提出しなければならない。 (交付金の額の確定) 第8条 (略) 2 第5条第4項の規定は、<u>前項の通知書を受けた代表者が交付金を受けようとする場合に準用する。</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、実行委員会に交付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 市民運動会 <u>市内の</u>地域で実施する運動会をいう。 (3)・(4) (略) (交付金の使途) 第4条 (略) 2 前項に規定する経費とは、消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料、労務謝礼その他市長が適当と認める経費とする。ただし、食糧費については、<u>1日を通して行う運動会当日の運営に当たたる役員の弁当及びお茶代とする。</u> (交付申請等) 第5条 (略) 2 (略) 3 代表者は、前項の通知書を受けたときは、<u>地域市民運動会交付金請求書</u>（様式第3号）により市長に請求しなければならない。 (交付金の額の確定) 第8条 (略)

改正後	改正前
(決定の取消し及び返還) 第9条 (略) 2 市長は、<u>交付の決定</u>を取り消した場合において、<u>当該取消しに係る部分に関し</u>、既に交付した交付金があるときは、地域市民運動会交付金返還請求書(様式第8号)により当該交付金の全部又は一部を返還させるものとする。	(決定の取消し及び返還) 第9条 (略) 2 市長は、<u>交付決定</u>を取り消した場合において、既に交付した交付金があるときは、地域市民運動会交付金返還請求書(様式第8号)により当該交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

地域市民運動会交付金交付申請書

地域市民運動会交付金交付申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称
代表者名 ㊦

実行委員会の名称
代表者名 ㊦

次のとおり地域市民運動会交付金の交付を申請します。

次のとおり地域市民運動会交付金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

1 交付申請額 金 _____ 円

2 人口数 _____ 人 (_____ 年 4 月 1 日現在)

2 人口数 _____ 人 (_____ 年 4 月 1 日現在)

3 事業実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3 事業実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

4 添付書類 予算書 (交付金に関する収入及び支出が分かるもの)

4 添付書類 予算書 (交付金に関する収入及び支出がわかるもの)

事業計画書

事業計画書

規約

規約

5 その他

交付を取り消され、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

交付を取り消され、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に並び、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に並び、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

地域市民運動会交付金（標準私）請求書

地域市民運動会交付金請求書

(宛先) 安曇野市長

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

年 月 日

実行委員会の名称

実行委員会の名称

住所

代表者名

代表者名 ㊦

代表者名 ㊦

年 月 日 付 第 号で交付の確定（決定）のあった地域市民運動会交

年 月 日 付 第 号で交付の決定のあった地域市民運動会交付金を

付金を請求します。

請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

2 振込先

口座振込金融機関		口座振込・番号	当座・普通
金融機関名	支店・支所	フリガナ	
		口座名義	

口座振込金融機関		口座番号	当座・普通
金融機関名	支店・支所	フリガナ	
		口座名義	

地域市民運動会交付金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称
代表者名

㊟

年 月 日 付 第 号で交付決定のありました地域市民運動会交付金について、次のとおり変更されるよう申請します。

交付を受けようとする交付金の額	円 円) (交付決定金額
変更となる内容及び変更理由	

交付を取り消され、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。
なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に及び、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

地域市民運動会交付金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称
代表者名

㊟

年 月 日 付 第 号で交付決定のありました の交付金について、次のとおり変更されるよう申請します。

<u>事業の目的及び内容</u>	
<u>事業の交付を必要とする理由</u>	
交付を受けようとする交付金の額	円 円) (交付決定額
変更となる内容及び変更理由	

交付を取り消され、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。
なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に及び、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

地域市民運動会交付金変更交付決定通知書

第 号

申 請 者

様

年 月 日付けで交付決定した地域市民運動会交付金
て、年 月 日付けの変更申請を承認し、交付決定金額を
ます。

円につい
円に変更し

年 月 日

安曇野市長

印

地域市民運動会交付金変更交付決定通知書

第 号

申 請 者

様

年 月 日付けで交付決定した地域市民運動会の交付金
いて、年 月 日付けの変更申請を承認し、交付決定を
す。

円につ
円に変更しま

年 月 日

安曇野市長

印

第 号

第 号

申 請 者
(氏名又は名称)

申 請 者
(氏名又は名称)

年 月 日付けで報告のあった**地域市民運動会**交付金実績報告書を審査した結果、下記の額を当該**市民運動会**に対する交付金として確定します。

年 月 日付けで報告のあった交付金実績報告書を審査した結果、下記の額を当該 に対する交付金として確定します。

年 月 日
安曇野市長

年 月 日
安曇野市長

記

記

金額 円

金額 円

様

安曇野市長

印

地域市民運動会交付金返還請求書

年 月 日

に交付した地域市民運動会交付金について、次の事由により**取り消**

したため、既に交付されている交付金のうち、金 円の返還を請求します。

1 **取消理由**

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたと認められるため
- (2) 第 4 条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したと認められるため

2 既交付決定額	円
3 既交付済額	円
4 交付確定額	円
5 返還期限	年 月 日

様

安曇野市長

印

地域市民運動会交付金返還請求書

年 月 日に交付した地域市民運動会交付金について、次の事由により、既に

交付されている交付金のうち、金 円の返還を請求します。

1 **返還理由**

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたと認められるため
- (2) 第 4 条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したと認められるため

(3) 既交付済額と交付確定額との間に差額が生じたため

2 既交付決定額	円
3 既交付済額	円
4 交付確定額	円
5 返還期限	年 月 日

報告第2号	教育部 各課
令和7年7月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	2件
		生涯学習課	2件
		文化課	8件
		子ども家庭支援課	3件
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1）国又は地方公共団体 （2）学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1）行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 （2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 （1）前条第1項に規定する行事 （2）過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	専決理由	所管
1	2025 年度書き損じはがき回収プログラム	一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン	9月1日(月) ～令和8年3月31日(火)	過去承認	学
2	ながのユニバーサルデザインアイデアコンクール2025	一般社団法人まつもとユニバーサルデザイン研究会	7月17日(木) ～10月10日(金)	過去承認	学
3	大正琴発表会「セレナ琴鈴会 あの日の青春コンサート」	セレナ琴鈴会	10月13日(月)	過去承認	生
4	知事杯争奪第41回実業団柔道大会・知事杯争奪第29回女子柔道大会	長野県実業団柔道連盟	10月19日(日)	過去承認	生
5	松本交響楽団第82回定期演奏会	松本交響楽団	9月21日(日)	過去承認	文
6	安曇野吹奏楽団 第11回定期演奏会	安曇野吹奏楽団	12月14日(日)	過去承認	文
7	第11回ムジカベベ0才からの音楽会・第3回3才からのわくわくコンサート	ムジカベベ0才からの音楽会松本	7月27日(日)	過去承認	文
8	第78回県書道展(安曇地区展)	長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社、公益財団法人信毎文化事業財団	10月11日(土) ～13日(月)	過去承認	文
9	SILVER BACKS オールディーズコンサート	軽音楽を楽しむ会	12月7日(日)	過去承認	文
10	井口喜源治記念館 定期講演会	一般財団法人 井口喜源治記念館	10月18日(土)	過去承認	文
11	第67回松本深志岳風会吟道大会	松本深志岳風会	9月7日(日)	過去承認	文
12	第17回礫山美術館友の会員美術展	公益財団法人礫山美術館	9月25日(木) ～29日(月)	過去承認	文
13	インクルーシブスポーツフェスタ	特定非営利活動法人CFM 実行委員会	9月28日(日)	過去承認	子
14	あづみのフリマとこどもマルシェ	あづみのフリマ実行委員会	9月28日(日)	過去承認	子
15	あづみ野建労 わくわくこども遊び広場	あづみ野建設労働組合 技術青年部	8月24日(日)	過去承認	子

学校教育課

■ 2025年度書き損じはがき回収プログラム

主催：一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン 理事長 大谷 賢二	貴市の小中学生やその保護者を始めとする、市民の方々に当団体の活動内容を幅広く周知するため。	6/18	令和7年9月1日 (月)～令和8年 3月31日(火)	市内の学校および周辺地域	カンボジアの地雷撤去および日本の子どもたちに対する国際理解教育の推進。	児童会および生徒会を中心に、書き損じハガキ回収を学校内および保護者、地域に呼びかけ回収し、換金後、カンボジアへその支援金を届ける。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年6月24日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■ ながのユニバーサルデザインアイデアコンクール2025

主催：一般社団法人まつもとユニバーサルデザイン研究会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
一般社団法人まつもとユニバーサルデザイン研究会 会長 和合 治久	安曇野市の小学生、中学生にも学習の一環としてコンクールのご案内を送付するため。	7/3	令和7年7月17日(木)～令和7年10月10日(金)	長野県内の小中学生からアイデア募集	ユニバーサルデザインの啓蒙と小中学生のアイデアを実際のまちづくりに生かすために開催します。	小中学生からユニバーサルデザインの気持ちが届いた図書館のアイデアを募集。	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年7月9日		結果(○)								
専決の理由(過去承認)										

生涯学習課

■ 大正琴発表会「セレナ琴鈴会 あの日青春コンサート」

主催：セレナ琴鈴会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
セレナ琴鈴会 会長 高嶋しげ子	大勢の方に来場していただきたく信頼度をアップし、広範囲に掲示し、生涯学習として音楽を広めたい。	6/17	令和7年10月13日(月)午後1時	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」	今までの練習成果を発表し、大正琴の魅力を大勢の方に知っていただき、又、高齢者の頑張っている姿をみていただきたい。	大正琴演奏	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年6月19日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■知事杯争奪第41回実業団柔道大会・知事杯争奪第29回女子柔道大会

主催：長野県実業団柔道連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
長野県実業団柔道連盟 代表 高橋文彦	本大会で柔道の振興を通じて地域の交流を深め、生涯スポーツの推進を図るため。	7/8	令和7年10月19日 午前9時30分	三郷文化公園 体育館 柔道場	長野県下、知らない方どうしで柔道の試合をし、そこからの友好親睦を深め、柔道をもっと多くの方々に知ってもらうため。	長野県下社会人による柔道大会	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年7月9日		結果(○)		専決の理由(過去承認(平成30年))						

文化課

■松本交響楽団第82回定期演奏会

主催：松本交響楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
松本交響楽団 理事長 丸山修二	音楽文化振興に寄与するため。	6/14	令和7年9月21日(日)午後2時 開演	松本市音楽文化ホール	松本圏域在住の音楽愛好家で構成されるオーケストラによる年1回開催する定期演奏会	クラシック音楽コンサート	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年6月18日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■安曇野吹奏楽団 第11回定期演奏会

主催：安曇野吹奏楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野吹奏楽団 団長 伊澤昭人	演奏会を開催することにより、文化・芸術活動の推進に貢献するべく、開催を広く周知する	6/24	令和7年12月14日(日)	安曇野市豊科 公民館ホール	地域密着の団体として、地域の皆様に様々な音楽を楽しんでいただくため、演奏会を実施する。	2部構成。入場者は安曇野市を中心とする地域住民350人を予定。創団20周年を記念し2005年に関連した曲を中心に演奏する。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年6月26日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第11回ムジカベベ0才からの音楽会・第3回3才からのわくわくコンサート

主催：ムジカベベ0才からの音楽会松本

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
ムジカベベ0才からの音楽会 松本 六郷 栄夏	子育て中のたくさんの方々に認知していただきたい。また、音楽の振興に寄与するため。	6/20	令和7年7月27日(日)	松本市 あがたの森文化会館講堂ホール	音楽技術の普及及び向上、地域・文化芸術の振興発展に寄与する為。	ストーリー性のある参加型コンサート。うた・フルート・ピアノの編成で、遊び歌や童謡からクラシックまで、幅広くお届けします。 入場料：900円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年6月27日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第78回県書道展(安曇地区展)

主催：長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社、公益財団法人信毎文化事業財団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
長野県書道協会安曇支部事務局 支部長 千野 秀清	作品を公募することにより、書文化の向上と地域社会文化の振興に寄与するため。	6/30	令和7年10月11日(土)～13日(月)	安曇野市 穂高会館	広く県民より作品を公募し、審査・展示することにより日本古来の書文化の向上と地域社会文化の振興に寄与することを目的に県全域に実施する。	審査会員及び公募作品による展覧会を開催する。県内10地区の会場を巡回し、安曇地区展では、1300点を展示する。 入場料：大人300円(小中高生は無料)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年7月3日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■SILVER BACKSオールディーズコンサート

主催：軽音楽を楽しむ会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
軽音楽を楽しむ会 会長 中堀 隼夫	より多くの人に参加、楽しんでほしく、地元でコンサートを開催することで、文化・芸術の発展に資するため。	7/2	令和7年12月7日(日)	穂高交流学習センターみらいホール	地元でコンサートが開催されることにより、文化芸術の発展に資する。	軽音楽を楽しむ会のバンドメンバーによるコンサート。 入場料：大人1000円 小中学生無料	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年7月4日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■井口喜源治記念館 定期講演会

主催：一般財団法人 井口喜源治記念館

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
一般財団法人 井口喜源治 記念館 館長 尾台朝一	井口喜源治が行なった「研 成義塾での教育実践を教 材化した授業」を行って分 かったことを学ぶことを通 し、学術文化の振興普及を 図るため。	7/2	令和7年10月18 日(土)	安曇野市穂高 礪山公園研成 ホール	学術文化の振興・普及のため	1 演題 「今に生きる井口喜源治の 教え」―大学生の学びの場における 実践から― 2 講師 山梨学院大学教授 百瀬光 ― 先生 3 聴講予定者数 80名	○	○	○	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年7月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第67回松本深志岳風会吟道大会

主催：松本深志岳風会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
松本深志岳風会 会長 林 公也	伝統文化の継承・発展に寄 与するため。	7/3	令和7年9月7日 (日)	豊科公民館 ホール	詩吟で日本の伝統文化を広げる。	合吟、コンクール吟、構成吟	○	-	-	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年7月11日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第17回礪山美術館友の会員美術展

主催：公益財団法人礪山美術館

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
公益財団法人礪山美術館 代表理事 高野 博	安曇野地域の方、礪山美 術館にいらっしゃった方に 友の会の活動の一環をご 覧いただき、美術館に関心 を持っていただくため。ま た、この催しが芸術の推進 に資するため後援していた おきき。	7/7	令和7年9月25 日(木)～9月29 日(月)	礪山公園研成 ホール	友の会員が日頃制作した作品の発表 と地域の文化振興のため。	友の会員による、彫刻、絵画、工芸、 書等の展覧会	○	-	-	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年7月11日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■インクルーシブスポーツフェスタ

主催:特定非営利活動法人CFM実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
特定非営利活動法人CFM実行委員会 小林 美穂	インクルーシブな社会を実現するために安曇野市に多くの子どもたちが多様性に触れる機会を提供し運動を身近に感じて健やかな教育の一環としたいため	6/19	令和7年9月28日(日)	ラーラ松本 屋内テニス コート及び フィットネス スタジオ	安曇野市松本市近郊のすべての方 が年齢性別、障がい、有無にかかわら ず運動を身近に感じて楽しむ機会を 提供する	年齢性別障がい、有無関係なく各種ス ポーツやワークショップ体験。ダンス などの無料体験			○ -	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年6月27日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■あづみのフリマと子どもマルシェ

主催:あづみのフリマ実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
あづみのフリマ実行委員会 豊岐 沙智子	サイズアウトした子ども服等を中心にリユースし、子ども達の為に循環したい。SDGsの取り組みを推進・啓発したい。SDGsの取り組みを通じ、自分らしさを広げ、経験の場を提供し活用して欲しい。また寄付というお金を使わずとも、子どもを育てる環境の充実をはかりたいため	7/1	令和7年9月28日(日)	高山寺	不要な物を次の必要な方へ繋ぎリユースすることによってゴミを減らす取り組みを行いたい。エコ活と地域活性化の推進。SDGs12番「つくる責任と使う責任」の目標を子ども達に知ってもらい、子どもの育む環境の充実につながるようにものづくりに活かしてもらおう。	家庭で不要になった子ども用品(おもちゃ、絵本、衣類)や大人衣類、雑貨等を中心に販売していただく。子ども達が自分で考え制作したものを販売する。どちらも食品はNG。 1区画:厚2畳(15区画予定) 子ども:厚1畳(10区画予定) 出店者は予めSNS等で募集する。飲食:3×3m四方(9ブース予定)	○	-	-	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年7月4日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■あづみ野建労 わくわく 子ども遊び広場

主催:あづみ野建設労働組合 技術青年部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
あづみ野建設労働組合 組合長 小口 久志	親子で、ものづくりや遊びの楽しさを感じてもらい、子どもの健全育成を図りたい	7/9	令和7年8月24日(日)	あづみ野建設労働組合 組合会館(堀金三田)	親子で「作る」、「遊ぶ」、「体験する」の楽しさを共有し、子ども達の健全育成を図りたい	オリジナルコルクボード作り、ゲームコーナー5種類設置、シヨベルカー乗車体験	○	-	-	基準第3条 第2項及び 第4条第1 項第2号に より可
専決日:令和7年7月10日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

令和7年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

		教育指導室・学校教育担当
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 教職員健康診断 7/1(火)～7/17(木) 2 第1回ストレスチェック実施 7/21(月)～8/3(日) 3 アレルギー対応委員会に係る食物アレルギー 打合せ会 7/15(火)	1 カウンセリングルーム実施 8/17(日)市役所本庁舎 3 第1回アレルギー対応委員会 8/8(金)
就学時健診業務	1 就学時健康診断(園事前健診 視力・聴力) ・6/19(木) たつみ ・6/20(金) 豊科 ・6/23(月) 細萱 ・6/24(火) 三郷東部 ・6/25(水) やまぶき ・6/26(木) 西穂高 ・6/27(金) 有明あおぞら ・6/30(月) 三郷西部 ・7/1(火) 南穂高 ・7/2(水) 穂高 ・7/3(木) アルプス ・7/4(金) 穂高幼稚園 ・7/8(火) 三郷北部 ・7/9(水) 有明の森 ・7/10(木) 北穂高 ・7/11(金) 明科北 ・7/14(月) 三郷南部 ・7/15(火) 堀金 ・7/16(水) 花園 ・7/17(木) 明科南 ・7/22(火) 豊科南部 ・7/23(水) 西穂高(眼科) ・7/24(木) 上川手	1 就学時健康診断 (園事前健診 眼科) ・8/28(木) 穂高、穂高幼稚園 ・9/2(火) 明科南、明科北 ・9/3(水) 有明の森、有明あお ぞら、北穂高 ・9/11(木) 堀金
就学援助事務	1 就学援助費認定 申請者 799 名:認定 738 名、不認定 36 名、 保留 25 名(準要保護児童生徒 738 名) ※保留は市外課税者。所得証明書の提出を依頼中。 2 新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費(4月～ 5月実施校)支給 7/30(水)	左記以外 特別支援教育就学奨励費 ・申請案内、受付
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・7/18(金)県共同調達会議への参加	1 ICT 教育推進委員会 ・7/30(水)ICT 教育推進学 校代表者会の開催 ・8/1(金)ICT 研修会の開催
コミュニティスク ール事業	1 地域学校協働本部連絡会 ・7/15(火)堀金地域、7/31(木)穂高地域	
学校安全支援事業	1 学校緊急無線通報システム教室名変更業務委託作 業	左記以外 交通事故0プロジェクト計画
小規模特認校制度	1 募集事務(新小学1年生) ・校長面談終了後、小規模特認校申込期限8/1(金) まで	1 募集事務(新2年生以上) 8/4(月)から9/3(水)まで 受付 ・明北オープン DAY 9/11(木)開催
部活動の地域移行	1 各部活動個別対応等 ・男女バスケットボール部顧問会 7/7(月)開催 2 各種会議の主催、参加等 ・7/2(水) 第 4 回庁内プロジェクトチーム ・7/4(金) 校長会中学校部会 ・7/14(月) 堀金地域「地域クラブ」運営協議会	1 各種会議の主催参加等 8/8(金) 地域展開コーディネ ーター会議

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 7件 ・学校との情報共有 5校 ・民間施設運営者や関係支援者との情報交換会 6/30(月)実施 ・民間施設利用者(および保護者)との合同活動 生成AI講座(ネットリテラシーの学習、生成AIの活用) 7/23(水)実施 2 教育支援センター活動状況 ・高校見学7/4(金)実施 ・出張教室(穂高):穂高会館 6/26、7/3、10、17(木)実施 ・夏期教室 7/22(火)～ 開始	左記以外の予定 ・高校生の話を聞く会 8/19(火) ・民間施設運営者等との情報交換会 7/28(月) 2 教育支援センター活動予定 ・夏期教室 前半:～8/1(金) 後半:8/18(月)～20(水) ・ピアノコンサート 7/30(水) ・調理実習 8/18(月)
キャリア教育	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの開催 ・キャリアフェスティバル事前説明会 6/9(月)、11(水)各日 2 回開催 説明会参加事業所:58 事業所 ・学校関係者向け説明会を6/10(火)に行い、各学校の事前学習スタート	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの推進 ・各校で男女1名ずつの生徒実行委員を選出 ・事前学習資料を各校に配布

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問(食育の推進) 2 第1回給食センター運営委員会 6/30(月)開催 3 第1回献立作成等検討委員会 6/30(月)開催 4 調理講習会 7/25(金) 堀金公民館 調理実習棟 午前8時 30～受付、午前9時～調理実習、正午～試食 主催:NPO 法人 こどもと農がつながる給食だんだん 共催:市教育委員会、市学校栄養士会	1 通年実施 2 次回 10 月頃開催予定 3 次回 10 月頃開催予定
学校給食費徴収事業	1 口座振替日(定期) 第3期分:7/31(木)	
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 安全・安心な給食提供に向けた日常業務 ・施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・施設及び職員の衛生管理 ・学校への給食配送	1学期の給食提供最終日 7/18(金) (南部センターのみ 7/22(火))

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 第1回安曇野市総合芸術展実行委員会 ・ 7/14（月）午後1時30分 市役所本庁舎会議室 301 2 市民大学講座 第1回 ・ 7/22（火）午後7時 市役所本庁舎大会議室 「ベートーヴェンの独自性にふれる」	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 第2回安曇野市コーラスグループ交流発表会 ・ 7/12（土）午後1時30分 豊科公民館ホール 2 やさしく楽しいリコーダー講座 ・ 7/10（木）午前10時 豊科公民館 3 楽しい菊づくり講座 ・ 7/18（金）午前9時30分 豊科公民館 4 作詞ワークショップ ・ 7/24（木）午前9時30分 豊科公民館 5 作曲ワークショップ ・ 7/30（水）午前9時30分 豊科公民館	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 脳・心・からだ体操教室 ・ 7/16（水）午前9時30分 穂高公民館 2 穂高地域公民館長杯マレットゴルフ大会 ・ 7/19（土）午前中 権現宮マレットゴルフ場 3 第42回穂高納涼祭 ・ 8/2（土）午後4時30分 穂高神社北神苑 4 親子餃子作り教室 ・ 8/5（火）午前9時30分 穂高公民館 5 松枯れ材を使った椅子づくり教室 ・ 8/9（土）午前9時30分 穂高公民館	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 初心者スマホ教室② ・ 7/24（木）午前10時 三郷公民館 2 みんなDEスポーツ in みさと ・ 7/24（木）、7/31（木）午後7時 三郷文化公園体育館 3 けん玉チャレンジ ・ 7/27（日）、8/24（日）午後2時 三郷公民館 4 夏休みこども体験講座 ・ 7/28（月）～30（水）午前9時 三郷公民館 5 三郷まなび隊② 子ども陶芸教室 ・ 7/31（木）、8/18（月）、8/30（土）午後1時 三郷公民館 6 スポーツ協会理事・スポーツ推進委員との合同会議 ・ 8/1（金）午後7時30分 三郷公民館 7 普通救命講習会 ・ 8/2（土）午前9時 三郷公民館 8 三郷まなび隊③ 松本城・旧開智学校 ・ 8/5（火）午前8時30分 松本城・旧開智学校 9 市民運動会実行委員会 ・ 8/6（水）午後7時30分 三郷公民館 10 三郷まなび隊④ 昆虫教室・川原遊び ・ 8/9（土）午前8時30分 黒沢洞合自然公園 11 長編童話朗読会 ・ 8/23（土）午後1時30分 三郷公民館 12 三郷の宝① ・ 8/27（水）午前10時 三郷公民館 13 ふれあいコンサート実行委員会 ・ 8/29（金）午後7時30分 三郷公民館	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 健康づくり講座 らくらくチェアトレ教室④(全12回) ・ 8/1 (金) 午後1時30分 堀金公民館 2 “食楽”講座 食を楽しもう!②(全5回) ・ 8/2 (土) 午後5時 堀金公民館 3 堀金文化祭(作品展、芸能祭)実行委員会 ・ 8/5 (火) 午後7時 堀金公民館 4 堀金地域市民運動会実行委員会 ・ 8/7 (木) 午後7時 堀金公民館 5 地区公民館体育部長会議 ・ 8/7 (木) 午後8時 堀金公民館 6 常念フェスティバル幹事会 ・ 8/8 (金)、8/22 (金) 7 子育てサークル講座 常念っ子④(全11回) ・ 8/20 (水) 午前9時30分 堀金公民館 8 童謡・唱歌・心の歌をうたいましょう③(全5回) ・ 8/21 (木) 午後1時30分 堀金公民館 9 拾ヶ堰物語④拾ヶ堰めぐり ・ 8/27 (水) 午前8時 堀金公民館 10 初心者向け 菊づくり物語④(全6回) ・ 8/28 (木) 午前9時30分 堀金公民館 11 第9回常念フェスティバル ・ 8/30(土)午前8時15分 堀金多目的屋内運動場(常念ドーム)、堀金中央公園	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 七夕コンサート ・ 7/4 (金) 午前10時 明科公民館 2 ふるさとたんけん隊②長峰山たんけん ・ 7/31 (木) 午前8時30分 長峰山周辺 3 夏の歌声ひろば ・ 7/17 (木) 午後1時30分 明科公民館 4 夏のカヌー教室 ・ 7/24 (木) 午前10時 龍門渕公園 5 健康麻雀教室 第2回 ・ 7/8 (火) 午後1時 明科公民館	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 熊井啓顕彰事業 ・熊井啓映画上映会・トークショー 8/1(金) チケット販売開始	上映作品:「千利休 本覺坊遺文」 開催日:9/13(土) 会場:豊科公民館ホール
	2 東京藝大・長野県連携協定事業 ・安曇野 AIR2025	ワークショップ予定 ・大竹 9/2(火) 明北小学校 ・堀田 8/4(月) 堀金中学校 ・石井 9月中 豊科北中学校
	3 ミュージウム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 5月利用者:48人、6月利用者:13人	
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・第2回安曇野文化編集委員会7/16(水)	
指定管理施設の事業	1 田淵行男記念館 ・山口進追悼写真展 7/23(水)～10/19(日) 2 安曇野市美術館	1 田淵行男賞関連事業(みらい) 8/5(火)～11(祝) 作品展 8/10(日) 表彰式・講演会 2 8/30(土)安曇野市美術館リ ニューアルオープンセレモニー 8/30(土)～10/5(日)あづみ 野ガラス工房40周年記念展
豊科近代美術館大規模修繕工事事業	1 工事業者からの引渡し ・しゅん工日:7/10(木) ・受注者:松本土建・丸山硝子特定建設工事共同企業体	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 市制施行 20 周年記念・戦後 80 年平和事業 企画展「日中戦争・太平洋戦争下の安曇野の人々」 8/2(土)～10/5(日)	
貞享義民記念館教育普及事業	1 下田忠壽写真展 6/7(土)～6/22(日) 参加者:68人 2 著名人の色紙展 6/24(火)～7/5(土) 参加者:43人 3 貞享騒動旧跡巡り 6/14(土) 参加者:19人 4 古文書講座① 6/28(土) 参加者:19人	1 第19回楡フォトクラブ写真展 7/15(火)～7/21(月) 2 葵曇会書展 7/26(土)～8/24(日)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 58,421 点、地域資料 72,266 点(6 月末現在) (6 月新規点数/公文書 412 点、地域資料 130 点)	
文書館教育普及事業	1 前期企画展「安曇野市誕生秘話」関連企画 講座「わたしたちの安曇野」 講師:細川博水氏 期日:8/3(日)	
臼井吉見文学館管理運営事業	1 れんげ忌講演会「父石井立と筑摩書房」 講師:石井耕氏 期日:7/11(金)	
市誌編さん事業	1 市誌編さん専門自然部会 7/28(月)	1 市誌編さん専門民俗部会 8/19(火) 2 市誌編さん専門考古部会 9/11(木)

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 6/27(金)-7/27(日))安曇野市文化財保存活用地域計画素案のパブリックコメントの実施	8/19(火) 第7回地域計画策定協議会

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業	1 調べものおうえん隊 ・7/19(土)～8/3(日) 全館	
中央図書館	1 夏休み調べ学習サポート講座 ・7/26(土) みらい 10:00～ 2 第1回ミライ部 出入り自由なクールシェア上映会 ①「美女と野獣」 13:00～ ②「地下鉄のザジ」 15:00～ ・7/27(日) みらい	
豊科図書館	1 夏休み調べ学習サポート講座 ・7/27(日) きぼう 13:00～ 2 チャレンジ講座① 山岳講座 「北アルプス山岳文化史を探る ～針ノ木峠周辺を中心にして～」 ・8/2(土) きぼう 10:00～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
小規模公園整備事業	1 児童遊園等の遊具の更新・撤去 補正予算配当（6月：2,900万円） 児童遊園遊具の更新・撤去計画作成中	1 遊具の更新・撤去 ・7月から対象区長等へ説明し、了承得たところから工事着手。
三郷小児童クラブ整備事業	1 三郷小教室改修工事 工期：6/3(火)～10/24(金)	
黒沢洞合自然公園整備事業	1 造成・造園工事 7月：芝張替え着手、園路舗装	1 トイレ新築工事 ・7月契約予定

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童扶養手当給付事業	1 児童扶養手当の現況届を発送。提出期限は8月末。	1 現況届の内容を審査し、新年度分として11月からの支給に反映。

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年体験事業	1 青少年都市交流 夏季交流事業3件とも参加者募集し、定員に達した。 福岡市東区子ども10名、江戸川区親子13組、神奈川県真鶴町子ども15名	1 青少年都市交流 ・福岡市東区 7/23(水)～25(金) 穂高神社、上高地奥宮ほか ・江戸川区 8/2(土)～3(日) 江戸川花火大会鑑賞ほか ・真鶴町 8/7(木)～8(金) 烏川溪谷緑地ほか
青少年育成環境整備事業	1 県下一斉街頭啓発活動を実施（非行防止・あいさつ運動）7/1(火) 市内中学校 2 長野県補導活動推進大会（青少年ボランティア活動研修）に市青少年センター参加 7/10(木) 中野市 3 青少年センター講演会を実施 7/12(土) 市役所大会議室	1 青少年センター街頭巡回 8/19(火)
子ども会育成会支援事務	1 第1回松本地方子ども会育成連絡会 市育成会連合会長及び市担当職員参加 6/27(金) 松本市役所 2 子ども会育成会安全啓発講習会を実施 7/12(土) 大会議室	
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内10小学校	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内10小学校 ただし、夏季は熱中症アラート、雷雨等の場合、中止とする場合あり

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 7月は5回実施 こあら（1歳児）穂高 7/3（木）、7/25（金） いるか（2歳児）穂高 7/10（木） プレいるか（2歳児）豊科 7/16（水）、7/28（月） 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・ 7月は4回実施 7/2（水）、7/9（水）、7/15（火）、7/23（水） 3 運動発達相談日（はいはいたっち） ・ 7月は5回実施 7/4（金）、7/11（金）、7/18（金）、7/22（火） 7/25（金） 4 ことばの相談日 ・ 7月は2回実施 7/17（木）、7/31（木） 5 親子で遊ぼう教室 ・ 7月は1回実施 7/11（金）	1 遊びの教室 ・ 8月は4回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 8月は3回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 8月は3回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・ 8月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 8月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

＜保育幼稚園担当＞

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷東部認定こども園建設工事	1 三郷東部認定こども園 地元お披露目会について 期日 8/2（土） 午前中 場所 三郷東部認定こども園 新園舎 対象 地域の住民 内容 新園舎見学	8/9（土）、8/10（日）、8/11（月）3連休中の1日が引越しとなる
	1 三郷東部認定こども園 開園式について 期日 8/20（水） 時間 午前10時から11時 式典終了後 内覧 場所 三郷東部認定こども園 新園舎 遊戯室	新園舎開園 令和7年8/18（月） ※夏季保育7/28（月）～8/20（水）